

平成30年度固定資産の評価額の取扱いについて

東日本大震災に関する被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する、福島地方法務局管内の市町村のうち、次の一覧表の区域において、平成30年度における登録免許税の算定基礎として利用する不動産の評価額が決定されていません。

これら区域に該当し、不動産の評価額が登録免許税の算定基礎となる登記を申請される場合は、平成23年（又は平成22年）評価額を基準とし、調整割合を乗じて課税標準額を算定することになりますので御注意ください。

なお、不動産の評価額が決定されていない区域においても、東日本大震災（平成23年3月11日）後に建てられた建物については、調整割合の適用はありません。

上記建物（東日本大震災後に新築された建物で評価額が決定されていない建物）の場合は、「福島地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表（基準年度：平成30年度）」により算定することとなります。

区 域	管轄登記所
相馬郡飯舘村の一部	相馬支局
双葉郡富岡町の一部	富岡出張所
双葉郡大熊町の一部	
双葉郡双葉町の一部	
双葉郡浪江町の全域	
双葉郡葛尾村の一部	

御不明な点は、不動産を管轄する登記所、又は福島地方法務局不動産登記部門（Tel024-534-2045）までお尋ねください。

※調整割合については、こちらをご覧ください。

（法務局 HP の調整割合のページにリンクを設定してください。）